

免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について

資料5-2

背景

- 「教員の不足」の要因として、「採用候補者が免許状の未更新等により採用できなかった」を挙げる自治体が一定数存在。

1.1 自治体中4自治体（教職員課「教員の確保の状況に関するアンケート結果」）

- 65歳以上の教員も一定数存在するが、平成32年4月2日以降に満65歳に達する旧免許状所持者（※1）は、免許状更新講習を受講しなければ、平成33年4月1日からは教育職員になることができなくなる。

※1 昭和30年4月2日以降に生まれた者

65歳以上の教育職員数※2（本務教員・平成28年度）

学校種	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校
人数	544	248	216	231	609	47

※2 教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。

平成28年度学校教員統計調査

対応案

以下の点を教育職員検定において確認することを前提に、旧免許状所持者及び新免許状所持者に対して、**臨時免許状を授与して教育職員として採用できる**ことを通知により明確にする。

ただし、従来より臨時免許状は安易に授与しないように求めてきたことに加え、定期的に最新の知識技能を身に付けるという免許状更新講習の趣旨に鑑みて、この**審査は厳格に行う**ことが求められる。

- とりうる手段を尽くしても**他に有効な普通免許状を有する者を採用することができない**と認められること
- **一定期間内に免許状更新講習の修了確認を受けるための計画**があること
→この計画に代えて、**これまでの勤務経験等に照らして、最新の知識技能を十分に有している**ことを確認することも認められる。

（※）なお、このような一定の要件に該当すると都道府県教育委員会が認める者については、免除の対象とすることも可能にするよう省令改正を行うことも検討する。

【参考①】旧免許状保持者の免許状更新講習の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
第1グループ	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
第2グループ	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
第3グループ	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
第4グループ	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
第5グループ	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
第6グループ	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
第7グループ	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
第8グループ	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
第9グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
第10グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

【参考②】臨時免許状の授与件数

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼稚園	340	293	272	309	268	257	292	261	253	252	215	227	306	265	219	261	236
小学校	1,532	1,833	2,368	3,112	3,144	2,880	3,031	3,113	3,437	3,499	3,286	3,227	3,001	3,230	2,890	2,951	3,130
中学校	1,826	1,972	1,948	2,196	1,920	1,988	2,209	2,378	2,308	2,352	2,358	2,389	2,331	2,290	2,175	2,072	1,928
高等学校	2,653	2,516	2,326	2,710	2,580	2,421	2,658	2,864	2,943	2,690	2,780	2,799	2,849	2,792	2,564	2,570	2,408
盲学校	31	30	33	29	38	27	36										
聾学校	40	37	40	45	54	49	41										
養護学校	236	231	249	272	268	282	390										
特別支援学校								450	485	624	598	546	597	619	547	589	584
養護助教諭	182	142	185	190	132	149	134	141	136	98	106	114	103	89	96	115	106
自立教科等	31	35	27	40	43	38	37	31	36	37	28	17	27	22	16	19	13
合計	6,871	7,089	7,448	8,903	8,447	8,091	8,828	9,238	9,598	9,552	9,371	9,319	9,214	9,307	8,507	8,577	8,405

※教職員課調べ

【参考③】臨時免許状に関する文部科学省の通知等

②平成25年度以降毎年「教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について(通知)」

臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、授与することができる免許状です。臨時免許状が授与される背景には、各地域や学校の様々な事情があると考えますが、**臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の趣旨に則ったものに対して行うこととし、安易な授与は行わないようお願いします。**

(中略)

また、**現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与するようお願いします。**

③平成27年度以降毎年「教員採用等の改善に係る取組について(通知)」

教員の採用や配置に当たっては、各相当の免許状を有する者を計画的に採用する等により、相当する免許状を有する者が各教科等の指導に当たることができるよう適切な配置に努めてください。その際、臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、授与することができる免許状であり、免許外教科担任については、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっている趣旨に鑑み、**安易な臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行わないようお願いします。**